解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月十日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十一年十一月十三日福岡県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原二五八番地の五　医療法人杏永会

清算人　永田　治

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二条第一項第一号の規定により平成二十二年一月八日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

東京都北区赤羽台三丁目二四番二号　財団法人日本仏教鑽仰会

清算人　中山　静麿

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

大阪狭山市西山台三丁目五番五号　特定非営利活動法人らくらく文化会議

清算人　一村　純也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月二十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

広島県廿日市市物見東二丁目一七番三号　特定非営利活動法人ビオ・ライフ協会

清算人　渡辺　晴美

配当公告

山形県鶴岡市上名川字堰東一五三番地　破産者　齋藤　喜一

右の者に対する山形地方裁判所鶴岡支部平成十五年（フ）第二二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金一八、五九一、三八八円

一、配当することのできる金額　金四、六〇四、五三〇円

平成二十二年一月二十五日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号　破産管財人　加藤　栄

配当公告

福井県鯖江市水落町二号一一番地　破産者　平成資材株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二〇年（フ）第五四五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

（優先債権）金一、九九四、五九九円

（一般債権）金六〇、四六四、九四六円

一、配当することのできる金額

（優先債権）金一、九九四、五九九円

（一般債権）金二一、一八四、九八三円

平成二十二年一月二十五日

福井市大手三丁目一四番一二号　破産管財人　黒田外来彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道名寄市西一〇条北一丁目七四番地　三〇、最後の住所は本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

北海道名寄市西一条北一丁目九番地一　事務所　名寄市西三条南一〇丁目一番地　相続財産管理人司法書士　梅野　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市幸町五番地二三、最後の住所埼玉県川越市幸町五番地二三　被相続人　亡　前島あさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

事務所埼玉県川越市大手町七番地二四高橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋毅久男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北沢一丁目四〇一番地、最後の住所東京都荒川区南千住八丁目一二番一―八一〇号　被相続人　亡　新保谷芳枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

東京都港区赤坂二―二―二一永田町法曹ビル三〇二号　相続財産管理人　弁護士　菅野谷信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市大和町チ部二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂井　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

石川県七尾市寿町二六番地　相続財産管理人　長部　教孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県茅野市豊平三五番地、最後の住所長野県諏訪市諏訪二丁目一四番三号　被相続人　亡　市川　富幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

長野県諏訪市湖岸通り五丁目二一番五号　相続財産管理人　北川　和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市根々井二七七番地、最後の住所長野県小諸市加増一丁目三番二号中条団地一三三号　被相続人　亡　大塚トシエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十五日

長野県佐久市岩村田三二六六佐久法律事務所　相続財産管理人　栗原　岳史

第26期決算公告

平成21年12月25日

福岡県福岡市東区多の津一丁目10―7

ナップエンタープライズ株式会社

代表取締役　瀬戸　信次

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	187	流動負債	188
固定資産	219	固定負債	119
有形固定資産	154	負債合計	307
無形固定資産	38	株主資本	99
投資その他の資産	25	資本金	1,077
		資本剰余金	141
		資本準備金	141
		利益剰余金	△1,119
		その他利益剰余金	△1,119
		純資産合計	99
資産合計	406	負債・純資産合計	406

損益計算書の要旨（自　平成20年10月1日　至　平成21年9月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15
売上原価	7
売上総利益	8
販売費及び一般管理費	61
営業損失	53
営業外収益	4
営業外費用	4
経常損失	53
特別利益	1
特別損失	1
税引前当期純損失	53
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	54

金融商品取引業廃止に伴うお知らせ

当社は、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により、平成二十二年一月四日掲載の金融商品取引業者の廃止の公告を行い、平成二十二年二月四日に金融商品取引業の廃止を行なうことになりました。

なお、平成二十二年一月二十六日までに保護預かり証券の御返還請求なき場合、保護預かり証券を平成二十二年一月二十八日付で売却し、当該売却代金及び預かり金を東京法務局に供託いたしますのでご了承願います。

平成二十二年一月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番十二号　アヴァロン湘南証券株式会社

代表取締役　ニン・マイケル・チェン